

平成20年4月から

Part 2

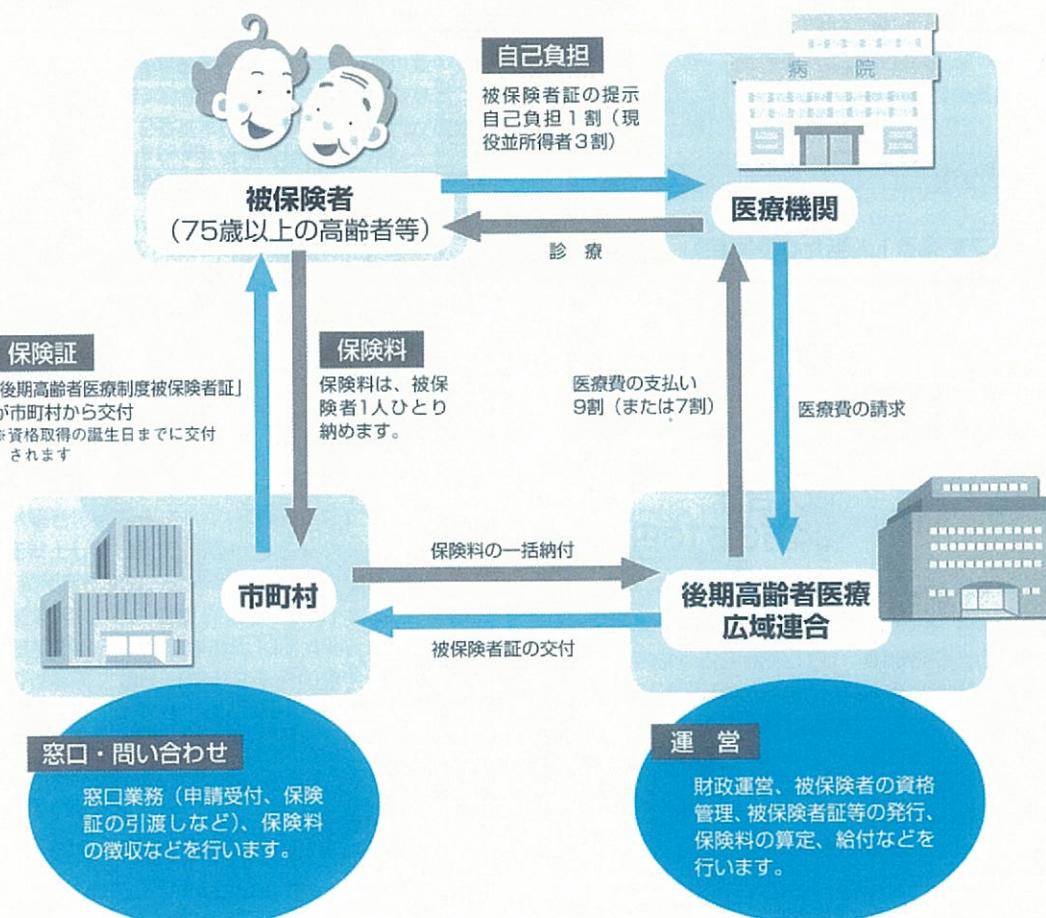
医療制度が変わりました！

75歳以上の後期高齢者

後期高齢者医療制度の運営は広域連合、手続き・問い合わせ等は市町村に

この4月から老人保健制度が廃止され、75歳以上のすべての方および一定の障害のある65歳以上の方を対象にした後期高齢者医療制度が新しく創設されました。いままでは国民健康保険や健康保険組合などに加入したまま老人保健制度によって医療を受けていましたが、これからはこれらを離れて独立した後期高齢者医療制度から医療を受けることになりました。

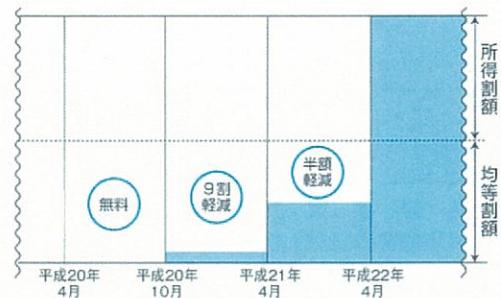
■後期高齢者医療制度のしくみ



保険料負担がなかった健康保険組合の被扶養者の方には保険料が軽減されます

後期高齢者医療制度では、健康保険組合の被扶養者であった人も所得に応じて負担する「所得割額」と所得に関係なく均等に負担する「均等割額」の合計額を保険料として負担しなくてはいけません。そこでこうした人たちの負担軽減措置として、加入から2年間は保険料のうち「均等割額」部分が半額に軽減され、「所得割額」は徴収されません。

さらに、特別措置として平成20年4月から6ヶ月間は均等割額が無料に、平成20年10月から6ヶ月間は均等割額の9割が軽減されます。



$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(全員が同じ額) (前年所得に応じた額)

■加入者のみなさんが75歳になったとき

① 被保険者が75歳になり、75歳未満の妻を扶養している場合

本人誕生日まで 誕生日以降
被保険者本人 健保組合の被保険者 後期高齢者医療制度へ
妻 健保組合の被扶養者 国民健康保険等へ
※ご自身で国民健康保険へ加入申請してください。

② 被扶養者の父が75歳となり、被保険者と被扶養者の母が75歳未満の場合

父の誕生日まで 誕生日以降
被保険者本人 健保組合の被保険者 健保組合の被保険者
母 健保組合の被扶養者 健保組合の被扶養者
父 健保組合の被扶養者 後期高齢者医療制度へ

65~74歳の前期高齢者

国民健康保険を支援する 「前期高齢者医療費に関する財政調整」の実施

前期高齢者医療制度は、65~74歳の前期高齢者がたくさん加入している国民健康保険を支援するため財政調整を行い、加入者の少ない健康保険組合などから調整金を援助するしくみです。そのため、対象者が加入している健康保険組合などの保険者が変わることはありません。

65歳以上の人人が療養病床に入院した場合、食費・居住費を負担

療養病床に入院した場合に、医療費のほかに食費と居住費を負担する方の対象年齢が「70歳以上」から「65歳以上」に拡大されました。

※療養病床…病状は安定しているものの、引き続き治療が必要な人が入院する病床